

福岡県医発第 1093 号 (地)

平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



山形県医師国民健康保険組合及び山形県建設国民健康保険組合の
一部負担金等の改正について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より、別紙のとおり
通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、主な改正内容は下記の通りです。

記

1. 山形県医師国民健康保険組合の一部負担金の改正

被保険者種別	改正前	改正後
第 1 種組合員	10 分の 2	10 分の 3
第 1 種組合員以外 (70 歳未満)	外来 10 分の 3 入院 10 分の 2 ※第 1 種組合員の病院又は、 診療所において療養の給付を 受ける場合は 10 分の 3	

※ 施行期日：平成 17 年 9 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

2. 山形県建設国民健康保険組合の一部負担金の改正

現 行		改 正 後	
70歳以上 一定所得未満	10分の1	70歳以上 一定所得未満	10分の1
70歳以上 一定所得以上	10分の2	70歳以上 一定所得以上	10分の2
3歳未満	10分の2	3歳未満	10分の2
組合員と同一世帯 の世帯員	10分の3	上記以外	10分の3
上記以外	10分の2 ※公費負担医療及び 居住地公共団体が 行う医療給付事業に 該当する組合員は、 10分の3		

※ 施行期日：平成17年9月1日

(公印省略)

17国援第79号-9

平成17年8月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

山形県医師国民健康保険組合及び山形県建設国民健康保険組合の一部
負担金等の改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、山形県健康福祉部長から通知がありましたので、
お知らせします。





長 第 490 号
平成17年8月12日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

山 形 県 健 康 福 祉 部 長

山形県医師国民健康保険組合及び山形県建設国民健康保険組合の一部
負担金等の改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知について御配慮くださるようお願いいたします。



山形県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

新	旧
(一部負担金) 第10条 被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。	(一部負担金) 第10条 第1種組合員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。
<u>2 削 除</u>	2 第1種組合員以外の被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 ただし病院又は診療所へ収容される場合の一部負担金の額は、当該給付に要する額の10分の2に相当する額とする。
<u>3 削 除</u>	3 第1種組合員の世帯に属する被保険者及び第2種組合員とその世帯に属する被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その属する第1種組合員の病院又は診療所において療養の給付を受けるときの一部負担金の額は、当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。
<u>2 前項に定めるほか、被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号による。</u> (1)～(3) 省 略	4 前各項に定めるほか、被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号による。 (1)～(3) 省 略
(傷病手当金) 第13条 組合は、365日以上この組合の被保険者である第1種組合員が、<u>疾病又は負傷による入院（老人保健法及び介護保険法規定の施設入所を含む。「以下に同じ。」）（療養に相当するものに限る。）のため業務に従事することができない場合、入院の日から起算して7日を経過したときは、入院初日から入院している期間（支給開始日から180日を超える場合には180日とする。）、傷病手当金として1日5千円を支給する。</u>	(傷病手当金) 第13条 組合は、365日以上この組合の被保険者である第1種組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る

新	旧
2 組合は、365日以上この組合の被保険者である第2種組合員が、疾病又は負傷による入院（老人保健法及び介護保険法規定の施設入所を含む。「以下に同じ。」）（療養に相当するものに限る。）のため業務に従事することができない場合、入院の日から起算して7日を経過したときは、<u>入院初日から入院している期間（支給開始日から90日を超える場合には90日とする。）</u>、傷病手当金として1日2千円を支給する。 附 則 （施行期日） この規約は、平成17年9月1日から施行する。 （経過措置） 改正後の規約第13条は、施行日以後の申請であっても給付対象となる日が平成17年8月31日以前の場合は、なお従前の例による。	指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため業務に従事することができなくなった日から起算して14日を経過した日から業務に従事できない期間（同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、支給開始日から180日を超える場合には、180日とする。）、傷病手当金として1日5千円を支給する。 2 組合は、365日以上この組合の被保険者である第2種組合員が、疾病又は負傷による入院（老人保健法及び介護保険法規定の施設入所を含む。「以下に同じ。」）（療養に相当するものに限る。）のため業務に従事することができないときは、入院の日から起算して14日を経過した日から業務に従事できない期間（支給開始日から90日を超える場合には90日とする。）、傷病手当金として1日2千円を支給する。

山形県建設国民健康保険組合規約新旧対照表

旧

新

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

ただし、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第29条の2第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を受けることができる組合員（70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合は除く。）及び組合員が居住する地方公共団体が行う医療給付事業（以下「単独医療給付事業」という。）に該当する組合員（70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合は除く。）が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる場合を除く組合員（老人保健法（昭和58年法律第80号。以下「老健法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。）の場合 10分の2
- (2) 組合員と同一世帯に属する世帯員（老健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の場合 10分の3
- (3) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合 10分の1
- (5) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する組合員及び世帯員（70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他施行令第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3
- (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合 10分の1
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する組合員及び世帯員（70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他施行令第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

旧

(付加給付金)

第16条2 組合員が支払った一部負担金から高額療養費(高額医療費を含む。以下この条において同じ。)として支給される額を控除した後の額について、当該組合員に対し次の区分により付加給付金を支給する。ただし、第10条第1項の規定により一部負担金の額が10分の3に相当する額とされている組合員については、公費負担医療又は単独医療給付事業の適用を受けた際の自己負担額に相当する額を付加給付金として支給する。

- (1) 入院の場合並びに入院以外で高額療養費に該当する場合 全額
- (2) 入院以外で前号に該当しない場合
1箇月(各月の初日から末日まで)につき
3,000円を超える額

新

(付加給付金)

第16条2 組合員又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が支払った一部負担金から高額療養費(高額医療費を含む。以下この条において同じ。)として支給される額を控除した後の額について、当該組合員に対し次の区分により付加給付金を支給する。ただし、公費負担医療又は単独医療給付事業の適用を受けた者については、その者の自己負担額に相当する額を付加給付金として支給する。

- (1) 入院の場合並びに入院以外で高額療養費に該当する場合 全額
- (2) 入院以外で前号に該当しない場合
1箇月(各月の初日から末日まで)につき
組合員にあっては3,000円(配偶者にあっては6,000円)を超える額

附則

この規約は、公布の日から施行し、平成17年9月診療分から適用する。